

平成 28 年 4 月 14 日

第 4 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成28年第4回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年4月14日（木）午後4時から
2. 開催場所 小国町山村開発センター 502・503号室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1 番	高村 夏規
委 員	2 番	北里 千尋
	3 番	北里 隆泰
	4 番	安武 聖
	5 番	佐藤 仲子
	6 番	宮崎 博美
	7 番	石松 丈多郎
	8 番	阿南 美穂
	9 番	明里 孝良
	10 番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(関係委員 10番 松岡委員)

第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農地利用集積計画の決定について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出 (相続)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 弘雄
事務局係長	穴井 桂子

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成28年第4回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 北里千尋委員 10番 松岡委員にお願いいたします。
 なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります

議 長 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年4月14日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号1 農地 上田字宮田 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 330㎡ 申請日は平成28年3月24日です。権利の種類 3条の有償移転 当事者については、議案集のとおりです。参考として、資料をご覧ください。3ページに作付作物、面積について記載してあります、4ページに世帯員等について記載しております。権利取得後の農地の耕作については、誠意をもって対応すること、農道・水路等の共同利用施設の取り決めは遵守する旨記載があります。場所の位置関係については、図面のとおりです。事務局からは以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10 番 先日、事務局の二人と北里委員と現地の確認に行ってきました。この土地は、先日議案に上がったところであり、以前からこの土地は、所有者からたのまれて中島さんが管理している土地でした。隣に中島さんの土地が3反ほどあり、管理するには適任だから所有者からの依頼により売買の運びとなったものです。皆様の慎重な審議をよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

10 番 譲渡人の申請書の住所と登記簿の住所が違っていますが。申請書は上田3882番地、登記簿は上田3861番地となっています。

事務局長 おっしゃる通りです。確認させていただきます。訂正と変更の手続きがあれば、いたします。

議 長 それでは採決いたします。議案第1号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は提案のとおり決定しました。

議 長 次に日程第3の議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用計画の決定について意見を

求める。平成28年4月14日提出でございます。土地の情報については番号1から説明します、

まず、1番 下城市井野1985番地 地目は田 892㎡です。利用権設定については、再設定になります。水田として利用し、期間は4年11ヶ月、1筆当たり60キロの賃借料です。

次に番号2の説明をいたします。宮原津留2337番地、同じく2339-1番地 計2筆 6,667㎡、こちらも再設定となっています。水田として利用し、期間は5年、10a当たり90kgの物納となっています。

3番です。上田汐井川1997番地 地目は田 1,549㎡です。こちらは、新規設定となっています。目的は、田んぼで期間は3年、10a当たり15,000円の賃借料となっています。資料3ページ、新規となりますので説明します。男66歳 水稲と肉用牛で、世帯員については、男3名、女3名 農業専従者については、男1名、女1名です。

つづきまして、4番です。下城東弓田 926-1、927、929-1番地、 計3筆 1,900㎡です。地目は田。 新規設定です。利用目的は畑、期間は5年です。 使用貸借となっています。農業経営の状況ですが、男56歳、農作業従事日数は、330日です。主な経営作物は大根で、世帯員は男4名、女3名、農業専従者は、男1名、女1名。計2名です。

次に番号5です。下城宇土谷4890-33番地、地目は畑です。1筆15,260㎡です。こちらも新規設定です。利用目的は畑、期間は1年です。10a当たり13,000円の賃借料です。 この案件については、利用権の設定を受ける者として企業の名前がありますが、以前から農地を農業委員の皆さんに探していただいて、双方の話の折り合いがつかしまして、今回の農業委員会に諮ることとなりました。経営基盤強化法による農地の貸し借りでございますが、この企業は農業生産法人という形をとっておりませんので、条件としまして、農地の賃貸借契約を交わしております。農業をするものを守るために、解除条件付貸借にかかる追加事項を設けています。これは国のほうから提示があり、こういう解除条件を設けるものとなっています。構成員として1名以上農業に携わる者が必要になっていますので、会社からの任命書と構成員証明を提出いただいております。

つづきまして、番号6です。黒淵下巢5036-126番地ほか計

37筆、170,298㎡、再設定となっています。利用目的は畑、期間は1年、10a当たり13,000円の賃借料となっています。こちらにつきましては、先ほどと同じように企業が設定を受ける者となっています。この企業につきましては、平成28年4月1日付で農業生産法人の登記が完了しておりますが、3月中の契約ということで、先ほどの企業と同じように解除条件付きの契約書となっています。会社からの辞令の写しと構成員証明を提出いただいております。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3番 株式会社アーダンについて、契約期間が1年ですが、アーダンの意向としては、何年くらい賃貸借の意向があるのでしょうか。

事務局長 会社として奄美大島のほうに桑畑を所有しておりますが、九州でその桑の生産ができる場所を探していて、今回小国町でその実証実験をするとのこと。1ha規模。期間については、所有者の意向もあり1年ごとの契約となりました。

3番 本年中に、植えるのか。

6番 本人に確認したところ、1年間は何も植えないとのことだった。

事務局長 私もそう聞いている。やはり、苗の手配だとか会社の生産体制と土地の持ち主との交渉も、なかなか難しかったということでした。

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局長 相続により農地を取得したことにより、届け出がっております。権利を取得した日は、平成27年11月24日です。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第4回総会を閉会致します。

平成28年第4回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

10 番